

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月9日（平成28年（行情）諮問第574号）

答申日：平成29年2月16日（平成28年度（行情）答申第732号）

事件名：特定期間に陸上自衛隊衛生学校等が作成した特定法人の概要等に係る  
回覧文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成28年1月から3月にかけて、陸上自衛隊衛生学校、自衛隊中央病院が作成した、特定法人について、その概要や活動について記述し、関係各所に回覧させた文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月21日付け防官文第8496号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

特定法人について、その概要や活動について記述した回覧文書は、複数の関係者が目撃しており、当該文書が存在することは明らかである。また、正規の行政文書ではない場合であっても、公務中に隊員が勤務場所で作成し、関係各所で配布した一定の効力を発揮したことも事実であるため、不開示決定の取消しを求める異議を申し立てる。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、本件対象文書を探索したが、当該行政文書の存在を確認することができなかったことから、法9条2項の規定に基づき、平成28年4月21日付け防官文第8496号により文書不存在による不開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求がされたものである。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「特定法人について、その概要や活動について記述した回覧文書は、複数の関係者が目撃しており、当該文書が存在することは明らかである。また、正規の行政文書ではない場合であっても、公務中に隊

員が勤務場所で作成し、関係各所で配布した一定の効力を発揮したことも事実である」として原処分を取り消しを求めるが、そもそも陸上自衛隊と特定法人との間には何ら関係はなく、本件開示請求を受け、陸上自衛隊衛生学校及び自衛隊中央病院において探索を行ったが、当該行政文書の作成の事実及び各部署における存在を確認することはできなかつたことから、原処分を行ったものであり、本件審査請求を受け、念のため改めて行った探索においても、その作成及び存在を確認できなかつた。

よって、審査請求人の主張には理由がないことから、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年9月9日  | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成29年1月30日 | 審議            |
| ④ 同年2月14日    | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成28年1月から3月にかけて、陸上自衛隊衛生学校、自衛隊中央病院が作成した、特定法人について、その概要や活動について記述し、関係各所に回覧させた文書」である。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、陸上自衛隊衛生学校及び自衛隊中央病院において、特定法人の概要や活動について記述された行政文書を作成又は回覧した事実はないとのことであった。

(2) また、本件対象文書の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件開示請求を受け、陸上自衛隊衛生学校及び自衛隊中央病院において書庫、執務室内及びパソコン上のファイルの探索を行ったが、その存在を確認することはできず、本件審査請求を受けて念のため改めて行った探索においても、その作成及び存在を確認できなかつたとのことであり、探索の方法及び範囲について特段の問題はないと認められる。

(3) その外、審査請求人が、防衛省において本件対象文書を保有している

と認めるに足りる具体的な根拠を示していないことも踏まえると、本件対象文書の作成及び存在を確認できなかったとする諮問庁の説明を首肯せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史